社会福祉法人景福会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人景福会が開設するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム桜花台園(以下「施設」という。)の円滑な運営を図るために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の介護職員等が要介護状態にある高齢者に対し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設として適正な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は要介護状態の入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に 基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後 の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関 係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。
 - 2 入居者の日常生活の支援にあたっては、一人一人の自律的な生活様式と生活習慣を尊重する。 そして各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活が送れるように配慮する。ま た入居者が職員と食事や清掃、洗濯、園芸、手芸、ゲーム、外出、行事等を共同で行うことに よって、頼り頼られるといった良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送 れるよう配慮する。ただし入居者相互間での生活の干渉が個々の生活を損なうことのないよう 配慮する。
 - 3 施設は入居者がその自主性と自尊心を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るように入 浴、排泄、食事等の介護、アクティビティー等の諸活動、地域交流、機能訓練等を提供したり、 家事、外出、行政手続等の代行、家族との交流、その他入居者の意向を踏まえた社会生活の継 続のための援助などの必要な支援を行う。ただし入居者の意向に関わりなく集団で行うゲーム や、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭で行わないことは不適切なサービス として実施しない。
 - 4 施設は入居者の要介護状態の軽減または悪化の防止に役立つ適切な介護、機能訓練、生活援助等を行う。
 - 5 施設は入居者のプライバシーを確保する。そして入居者または他の入居者の生命または身体を 保護するため緊急やむをえない場合を除き、入居者の身体拘束を行ってはならない。
 - 6 施設は地域密着型サービスの主旨を理解し、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行う。運営推進会議での意見交換を通じた運営検討を確実に行い、さらに久留米市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の医療・福祉サービスの事業者と密接な連携を保つ。
 - 7 施設はサービスの質の向上を図るため、久留米市が定める自己評価を行うと共に、外部からのサービス評価を受け結果を公表する。また評価結果に基づき必要な改善を行う。

(施設の名称等)

- 第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - 1 名 称 特別養護老人ホーム桜花台園
 - 2 所在地 久留米市高良内町字丸深田3919-7

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 施設に勤務する職員の職種、職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者(施設長)1名。職員を指導監督し、施設の業務を統括する。
 - (2) 介護職員10名以上。入居者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
 - (3) 生活相談員1名以上。入居者の入退居、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
 - (4) 看護職員2名以上。入居者の健康管理、看護、保健衛生の業務に従事する。
 - (5) 機能訓練指導員1名。入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
 - (6) 介護支援専門員1名以上。入居者の介護支援に関する業務、介護に従事する。
 - (7) 医師(嘱託) 1名。入居者の診療及び療養等の各種指導の業務に従事する。
 - (8) 管理栄養士1名。入居者の食事の管理、栄養指導に従事する。
 - (9) 事務員 施設の庶務及び会計事務に従事する。
 - (10) 調理員 栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。
 - 2 職員の員数は、国が定める配置基準と必要数を下回らない職員を置く。なお施設は入居者に対して入居者の負担で、職員以外の者による介護を受けさせてはならない。ただしアクティビティー、地域活動への参加など、介護以外のものについてはこの限りではない。
 - 3 入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、なじみの関係と支援の継続性を重視した次の職員配置を行う。
 - 日中は、ユニット毎に常時1名以上の介護職員または看護職員を配置する。
 - 夜間、深夜においては、2ユニットに1人以上の介護職員または看護職員を夜間及び深夜 の勤務者として配置する。
 - 看、介護職員の常勤総数の割合を 75 弥以上に配置する

(会議)

- 第5条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。
 - (1) 職員会議
 - (2) 担当者会議
 - (3) 栄養カンファランス
 - (4) 運営推進会議(小規模多機能型居宅介護事業と共通)

(入居定員、ユニットの数、ユニット毎の入居定員)

- 第6条 施設の入居定員は20名とする。
 - 2 ユニットの数は2ユニットとする。
 - 3 ユニット毎の入居定員は10名とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始に際して、あらかじめ入 居申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他入居申込者にと ってサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供 の開始について入居申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第8条 施設は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を求められた場合は、入居者の 提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を 確かめる。

2 施設は前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配 慮して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に努める。

(入退居)

- 第9条 施設は身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する。
 - 2 施設は正当な理由なく、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を拒んではならない。
 - 3 施設は入所待機者の介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所待機者を優先的に入所させるよう努める。
 - 4 施設は入居申込者が入院治療を必要とする場合、その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所または介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
 - 5 施設は入居申込者の入居に際しては、入居者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。
 - 6 施設は入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅に おいて日常生活を営むことができるかどうかを検討しなければならない。
 - 7 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議しなければならない。
 - 8 施設は入居者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及び家族の希望、入居者が退居後に置かれる環境等を勘案し、入居者の円滑な退居のために必要な援助を行わなければならない。
 - 9 施設は入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供、その他医療または福祉サービスの提供事業者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

- 第10条 施設は要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
 - 2 施設は要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期限の 満了日の30日前には行なわれるように必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第11条 施設は入居に際して入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居 に際しては退居の年月日を当該入居者の被保険者証に記載する。

(サービスの内容)

- 第12条 施設は入居者が自らの生活様式や生活習慣に沿って自律的な日常生活が送れるように、必要なサービスを一日の生活の流れの中で提供する。サービスの内容は、次のとおりとする。
 - (1) 介護 入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれ

- の役割をもって行うよう適切に支援する。
- ① 施設は入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活が送れるよう、適切な方法により1週間に2回以上、入居者を入浴の機会を提供する。ただしやむを得ない場合には、 清拭をもって入浴の機会の提供に代える。
- ② 施設は入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立ついて 必要な援助を行う。
- ③ 施設はオムツを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのオムツを適切に取り替える。
- ④ 施設は入居者に褥創が発生しないよう適切な介護を行うと共に、その発生を防止するための体制を整備する。
- ⑤ 施設は前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上 の行為を適切に介護する。
- (2) 食事の提供 栄養並びに入居者の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
 - ① 入居者の心身の状況に応じて、食事の自立について適切かつ必要な支援を行う。
 - ② 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供すると共に、その心身の状況に応じ、できる限り自立して食事を摂れる余裕のある食事時間を確保する。
 - ③ 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。
- (3) 社会生活上の便宜提供等 施設は入居者の嗜好と意向に応じた趣味、教養または娯楽に関する活動の機会を提供すると共に、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。
 - ① 施設は常に入居者の家族との連携を図ると共に、入居者とその家族との交流の機会の確保に努める。
 - ② 施設は入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者 またはその家族が行うことが困難な場合は、その者の同意を得て代行する。
- (4) 機能訓練 入居者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復、または その悪化を防止するための訓練を行なう。
- (5) 栄養管理 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるように各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行なう。
- (6) 口腔衛生管理 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行なう。
- (7) 健康管理 入居者の健康状態に注意し、必要に応じ健康維持のための適切な措置をとる。

(利用料等)

- 第13条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に係る利用料の額は、介護保険の公示基準によるものとする。当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。
 - 2 施設は入居者から前項の介護保険対象の費用の外、自費で居住費、食費の支払いを受ける。
 - ① 居住費 1日当り 2,066円(基準費用額)
 - ② 食 費 1日当り 1,445円(基準費用額) (ただし負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担限度額を入居者から徴収する。)

- 3 施設は入居者が理容、美容サービスを利用した場合は、次の額の支払いを受ける。
 - ① 理容サービス 1回当り 散髪 1,000円
 - ② 美容サービス 1回当り 要した費用の実費
- 4 利用者の希望で購入するその他日常生活品等の実費
- 5 テレビ等家電の持ち込みをした場合は、次の使用料金の支払いを受ける。 1台につき1日あたり 50円
- 6 同条第1項から第5項の費用の支払いを受ける場合、入居者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名、押印を受けることとする。

(保険給付のための証明書の交付)

第14条 施設は法定代理受領サービスに該当しない、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に 係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に 対して交付しなければならない。

(地域密着型施設サービス計画の作成)

- 第15条 施設長は介護支援専門員に、地域密着型施設サービス計画の作成業務を担当させる。
 - 2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成にあたって、入居者の日常生活全般を支援する観点から地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置づけるよう努める。
 - 3 計画担当介護支援専門員は地域密着型施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法で、 入居者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える 問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する。
 - 4 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の職員と協議の上、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上で留意すべき事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成する。
 - 5 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得なければならない。
 - 6 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画作成後においても指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行なうことにより、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実施状況の把握を行おこなうと共に、入居者についての解決すべき課題の把握を行ない、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行う。
 - 7 第2項から第4項までの規定は、前項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について 準用する。

(指定介護福祉施設の取扱方針)

第16条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者がその有する能力に応じて自ら の生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域

- 密着型施設サービス計画に基づき入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの 役割を持って生活を営むことができるよう配慮する。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシー確保に配慮して行う。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを 基本として、入居者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その心身の状況等を 常に把握しながら適切に行う。
- 5 職員は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、 入居者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行う。
- 6 施設は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護提供にあたっては、当該入居者または他の 入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入 居者の行動を制限する行為を行なわない。
- 7 施設は自らその提供する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行ない、常にその改善を図る。

(入居者の入院期間中の取扱)

第17条 施設は入居者について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概 ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の希望等を勘 案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退 院後再び施設に円滑に入居することが出来るようにする。

(入居者に関する市町村への通知)

- 第18条 施設は入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を市 町村に通知する。
 - (1) 正当な理由なしに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽り、その他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

- 第19条 施設は入居者に対し、適切な地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供できるよう 職員の勤務の体制を定めておく。
 - 2 施設はその職員によって地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する。ただし、入 居者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
 - 3 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第20条 施設は利用定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない

(衛生管理等)

第21条 施設は入居者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に

- 努め、または衛生上必要な措置を講じると共に医薬品及び医療用具の管理を適正に行なう。
- 2 施設は感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(協力病院等)

- 第22条 施設は入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力病院を定めておく。
 - 2 施設はあらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努める。

(掲示)

第23条 施設は当該施設の見やすい場所及びウェブサイトに、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示・掲載する。

(広告)

第24条 施設は広告する場合は、その内容が虚偽または誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 第25条 施設は居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介する ことの対償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。
 - 2 施設は居宅介護支援事業者またはその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- 第26条 施設はその提供した地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する入居者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。
 - 2 施設はその提供した地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関し、市町村が行なう文書 その他の物件の提出若しくは提示の求め、または市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、 入居者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力すると共に、市町村から指導または助言 を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行なう。
 - 3 施設はその提供した地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行なう。

(地域等との連携)

第27条 施設はその運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行な う等の地域との交流に努める。特に地域密着型サービスの主旨を踏まえ、入居者とその家族、 地域住民の代表者、久留米市の職員または地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護についての知見を有する者からなる運営推進会議を設置する。施設は おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対して活動状況を報告し、運営推進会議による評価 を受けると共に、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。そして報告、評 価、要望、助言等の記録を公表する。

(虐待防止に関する事項)

第28条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるも

のとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に 養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(事故発生時の対応)

- 第29条 入居者に対する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した 場合は速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じる。
 - 2 施設は入居者に対する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事 故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なう。
 - 3 施設は事故の発生またはその再発を防止するため、事故対応マニュアルの整備、リスクマネジメントの体制の確立、事故防止のための職員研修実施に努める。

(記録の整備)

- 第30条 施設は職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。
 - 2 施設は入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する諸記録 を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(施設利用に当たっての留意事項)

- 第31条 入居者は、施設からのサービス提供を受けるに当り、次の事項に留意する。
 - (1) 次の事項については事前に施設長に届け出て許可を得る。
 - ① 外出
 - ② 外泊
 - ③ 医学的見地から当該利用者にとって避けるべきと考えられる喫煙・飲酒・飲食等
 - (2) 火気の取扱いには常に注意する。
 - (3) 故意に器物及び設備を破損し、または許可なく園外に持ち出さない。
 - (4) 許可なく食物や飲み物を外部より持ち込み飲食しない。
 - (5) 他の入居者の迷惑にならないよう配慮する。宗教・政治・営利活動を行うことはできない。
 - (6) 喫煙については、職員に場所等を相談する。

(非常災害対策)

第32条 施設は非常災害に関する具体的計画(消防計画、風水害・地震等の災害に対処するための計画)を立てておく。そして非常災害に備えるため定期的に消防機関への通報、避難、救出、その他必要な訓練を行う。また日頃から地域住民との連携を図り、火災等の際に避難等の協力が得られるような体制作りに努める。

(緊急時等の対応)

第33条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。職員は管理者に状況を報告し必要な指示を受けると共に、管理者は適宜必要な措置を講ずる。なお緊急時の状況の報告だけでなく、講じた措置および結果について家族等の関係者にも報告を行う。そして全ての経過に関し記録を残す。

(その他運営に関する重要事項)

- 第34条 施設は介護職員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。また業務体制を 整備する。
 - ① 採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - ② 継続研修年4回
 - 2 地域に開かれた施設として、運営推進会議を尊重しその意見を施設の活動に反映させる。また地域の住民やボランティア団体等との連携や交流に努める。さらに久留米市との密接な連携の下、市が実施する介護相談事業等の各種事業(地域住民や団体等の事業も含む)を受け入れる。
 - 3 サービスの質の向上を図るため、久留米市が定める自己評価を行うと共に、外部からのサービス評価を受け結果を公表する。また評価結果に基づき必要な改善を行う。
 - 4 事業所は、利用者の個人情報について社会福祉法人景福会の個人情報の取り扱い規程、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。職員は業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持する。
 - 5 従業者であった者に、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
 - 6 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1.この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- 2.この規程は、平成21年 4月1日から改定する。
- 3. この規定は、平成24年 4月1日から改定する。
- 4.この規定は、令和 4年11月1日から改定する。
- 5.この規定は、令和 6年 4月1日から改定する。
- 6.この規定は、令和 6年 8月1日から改定する。